

第1章 総則

第1条（目的） この条例は、二元代表制の下、市民と議会及び市長と議会との関係並びに議会活動の基本原則を定めることにより、議事機関である議会が市民の負託に応え、市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この条例において「市民」とは、市内に住所を有するもの及び市内で活動を行うものをいう。

1条、2条は除外

第2章 議会と議員の活動原則

第3条（議会の活動原則）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。						
(1)	市民に信頼される議会をめざし、公正で透明な議会運営に努めること。	A	常に努めている。		無	
(2)	市民の多様な意見を反映させるための議会運営に努めること。	A	制定以降、他市議会と比しても、市民からの意見聴取、それを反映させた質疑や調査活動に努めてきた。		無	
(3)	市民への積極的な情報公開に努め、議会の議決責任を果たすこと。	B	全協や各委員会の会議録公開、請願・陳情に係る紹介議員、賛成議員の議決責任等検討すべき事項がある。		無	
(4)	市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めること。	A	議案審議、予算決算常任委員会、各委員会の調査活動によって監視及び評価に努めている。		無	
(5)	市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。	B	これまでも各委員会としては、一部取り組みはあったものの、議会全体としては昨年度からの「若者定住」に向けた政策提言が初めてである。		無	
(6)	市民の参加意欲が高まるように、分かりやすい議会運営に努めること。	B	市民議会、議会モニター等実施してきているが、さらなる参加意欲を高めるためには、不十分であり、検討の余地がある。		無	

第4条（議員の活動原則）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。						
(1)	議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	A	議長、各委員長ともに認識しながら議事進行に努めている。また、本会議においても議員間で自由討議を行うなどしている。		無	
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をする。	B	努めているが、まだまだ十分とは言えず、不断の研さんが必要である。		無	
(3)	議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動すること。	B	現状、議員は団体や地域の代表としての側面もあり、それに基づく活動はどのようにもある。		無	

第5条（通年議会）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、会期を通年とする。	A	会期を通年とすることには異論はない。ただし、会期については、現行の暦年とするか年度とするかは議論の余地があるのではないか。		無	
2	通年議会に関し必要な事項は、別に定める。 (有り：通年議会に関する要綱)	A			無	

第3章 市民と議会の関係

第6条（情報公開と市民参加）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。	A	条例制定前に比して、情報公開や説明責任（議案審議における質疑・討論、議会報告会を通じて）は格段に進んだと考える。会議は原則すべて公開されており、秘密会も行っていない。		無	
2	議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。	A	そのとおり実施している。		無	
3	議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。	B	議事録はすべて作成しているが、ホームページで公開しているのは本会議、予算決算常任委員会のみ。それ以外の会議の議事録公開については、今後検討する必要がある。		無	
4	議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。	B	各委員会の調査活動においては、一部活用している部分があるが、政策水準の向上にめざすという趣旨を考えると十分とはいえない。		無	
5	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	A	そのとおり実施している。		無	

第7条（広聴広報活動の充実と市民との連携）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、多くの市民が議会及び市政に関心を持って、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。	B	インターネット中継については、現在ほとんどの議会で行っており、策定当時に比して当たり前の取組となっている。昨今では SNS が発信媒体として主流となってきている中で、次のステップとして SNS の活用についても今後検討が必要である。		無	
2	議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。	B	市民や関係団体等との意見交換の場については、努めて設けてきたと評価する。ただし、その意見を常に政策提言として結び付けてきたかという点、不十分である。		無	

第8条（市民議会）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。	A	毎年開催に努めてきた。		無	
2	市民議会に関し必要な事項は、別に定める。 （有り：市民議会実施要綱）	A			無	

第9条（議会報告会）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。	A	毎年開催に努めており、その中で出された市民からの意見をもとに地域課題等を拾い上げ、一般質問、議案審議にも活かしてきた。また、今年はコロナ禍にあって対面での報告会は中止としたが、インターネット配信による議会報告を初めて実施するなど、非常時においてもできることを最大限取り組んだ。		無	
2	議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。 （有り：議会報告会実施要綱）	B	今回のような非常時における開催の在り方、意見聴取の手法等タブレット端末の活用も見据えながら、要綱の一部改正について検討する必要がある。		無	

第10条（市民懇談会）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。	A	毎年テーマをもって開催に努めている。		無	
2	市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。 （有り：市民懇談会実施要綱）	A			無	

第 11 条（政策討論会） **（※開催実績無し）**

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。	C	条例の制定以降、実施してきていないが、条文にうたわれるような案件がなかったともいえるのではないかと？ 今後はどういった場合（事案）に開催しているか、様々な手法の中から先進事例なども調査しながら、議会として課題と捉える特定のテーマを示し、市民との討論会を開催してもいいのではないかと。		無	
2	政策討論会に関し必要なことは、別に定める。 (無し)	C	第 19 条の政策検討会との関連も踏まえ、要綱制定に向けて取り組むべき。		無	

第 4 章 市長等と議会の関係

第 12 条（市長等との関係の基本原則）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。	B	市長（市当局）と競い合うといっても、「予算がない」と言われれば何もできないことが往々にしてある。そういった中で、どのように競い合うのか難しい面がある。ただ、最後は議会として市長に対し思い切った決断を迫り、市長の強いリーダーシップのもとその提言なり施策なりを実行させることはできる。⇒ただし、そのためには議会としてもその提言や施策の必要性、重要性を、根拠を持って訴えていく必要があるが、果たしてそこまで議論を深めているか？		無	
2	議会における議員と市長及び執行機関の長との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。	A	おおむねできている。		無	
3	議長から本会議、委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。	A	実施している。		無	
4	議員は、法律の規定によるもののほか、市長等が任命する附属機関の委員には就任しないものとする。	A	法律の規定によるもののほかは、現在議員は就任していない（都市計画審議会委員のみ）。		無	

第13条（議会審議における論点情報の形成）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	B	以下7項目について、議会（議員）としてきちんと求めてきたか？議案の重要度にもよるが、こういった視点から当局に対し求めてきていることは確かだと思う。ただし、議案を受け取ってから実際の審議までの時間的制約（時間が無い）から、十分にできているとまでは言えない。		無	
(1)	政策の必要性	B			無	
(2)	提案に至るまでの経緯	B			無	
(3)	他の自治体の類似する政策との比較検討	B			無	
(4)	市民参加及び協働の実施の有無とその内容	B			無	
(5)	総合計画との整合性	B	実行計画書の提出を求めている（新規追加事業の場合も同様に都度配布されている）		無	
(6)	財源措置	B			無	
(7)	将来にわたるコスト計算と及び費用対効果	B	国等の政策に基づく義務的経費（特に福祉部門に多い）については費用対効果を求めることは難しい。		無	
2	議会は、前項の政策の提案を審議するに当たって、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行うものとする。	A	議会全体としての政策提言に向けた取り組みは緒に就いたばかりだが、これまでも各常任委員会での所管事務調査等において重点項目を抽出し、論点等を議論しながら審議している。		無	

第14条（政策評価）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。	C	当局で行っている政策・基本施策の評価に対し、議会独自の視点から改めて評価を行うことで効率的に行うことができるのではないかと。それを予算決算常任委員会の振り返りで行うことで定例化し、その上で総括審査に臨み、その後、全体で最終評価を行うという仕組みづくりが必要。そうすることで、市民にとって有効な政策か否か確認するという条文の趣旨にも合致するものとなるのではないかと。	当局でも政策・基本施策・施策と事業評価を行い、それに基づいて決算審査等で議会も実は評価を行っていることになる。なので、予算決算常任委員会終了後にも、審査を振り返りながら、ポイントとなった政策を1つでも抽出して、全体評価を行ってみてはどうか。そうすることで、なにがしかの政策評価に近づけるのではないかと。	無	
2	政策評価に関し必要な事項は、別に定める。 (無し)	C	今後検討すべき課題である。		無	

第 15 条（予算、決算における政策説明）

	専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
議会は、予算及び決算の審議に当たって、第 13 条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。	B	予算決算常任委員会等での審議を通じて、市当局に対して求めている。		無	

第 16 条（議決事件の追加）

	専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項に規定する議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。	B	実際のところ、必要に応じて判断していくもの考えるが、議会としては能動的に動く（対応していく）ということで、条文の見直しは必要ない考える。		無	
2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。	B	総合計画の基本構想のみ議決事件とすることを当局との協議を通じて自治基本条例で定めた実績はある。		無	

第 5 章 会議の運営

第 17 条（自由討議による合意形成）

	専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。	B	本会議において議員間の自由討議を定めて実施している。また、各委員会においても請願等に関してこの観点から自由討議を行っている。ただし、積極的に行っているか、きちんと会議録として残る自由討議としているか（暫時休憩してのフリートークではない）を考えた場合、十分ではない。		無	
2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。	A	そのとおり実施している。		無	
3 議員は、第 1 項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。	C	非常にハードルが高いと思うが、条例の理念や考え方を踏まえ、常に努力すべきものである。		無	

第18条（委員会の活動）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。	C	委員会の資料公開まではできていない。各委員会の毎回の資料となると、膨大な量となり、ホームページ等への掲載に係る事務局の作業負担も懸念されるところである。また、委員会での意思決定途中の案件の公開についてもある一定のルール化が必要と思われる。そのため、各委員会の調査の節目、節目での概要顛末の公開から始めるのが現実的と思われる。		無	
2	委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。	B	これまでも行ってきたと思うが、真の意味での自由討議としてきたか疑問がある。なんとなくやってまとめてきた感じがあるので、さらに努力が必要。		無	
3	委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。	A	当然のこととして議会報告会、市民懇談会等を通じて行っている。		無	

第19条（政策検討会）（※開催実績無し）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。	C	第11条の政策討論会を開催したことがないため、第19条も開催されずにいる。まずは第11条の積極的な活用を考えていく必要がある。	本条文を考えると、常に第11条を意識した活動を展開する必要がある。	無	
2	政策検討会に関し必要な事項は、別に定める（※無し）	C	第11条の政策討論会との関連も踏まえ、要綱制定に向けて取り組むべき。		無	

第20条（会派）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	A	条文はこのとおりであるから、直す必要はない。ただし、実際の活動の在り方については、検討が必要である。また、結成届等の様式についても、会派の目的、活動内容等をもっと詳細に記載して公表すべきである。そのために様式の見直しも必要。いずれ会派というものの存在意義を市民により知っていただく努力が必要である。	市民の意識としては、まだまだ「会派って何？」という状態である。国政政党と同じ会派であればイメージできると思うが、そうでない場合は「一体この会派は何を目的としているの？」と思われるだろう。日ごろから会派の意義、目的といったものをきちんと市民に周知すべきである。	無	
2	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。	A	同上		無	
3	会派に関し必要な事項は、別に定める。（有り：滝沢市議会の会派に関する規程）	A			無	

第21条（議員連盟） **（※実績無し）**

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。	C	条文は見直す必要はない。これまで結成したことはないが、共同での調査研究を行うべき事案があったかどうか？その必要性がなかったとも言えるが、積極的に活用してこなかったことは事実である。	第11条及び第19条を踏まえて、本条に流れてくるものだと思う。11条で市民とともに政策討論し、19条でそれを踏まえて政策検討し、その結果議員連盟につながってくるのだと思う。21条だけで動くのは難しいと思うので、11条、19条、21条と連動性をもって活動するのが良いと思う。	無	
2	議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。	C	ゴミ有料化問題の時には、特別委員会を設置して調査研究にあたった。委員会活動との兼ね合いもある。今後、ゴミ処理広域化については、特定の市政課題でもあり、広域的課題でもあるので、結成に向けた議論があってもいいのではないか。		無	
3	議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。	C	本条でいう議員連盟は、あくまでも「市政に関する特定の個別課題」に対して組織するものであり（規程第2条）、いわゆる広域での期成同盟会等への参加を指すものではない。よって、活動実績がないので評価はCである。	本条は盛岡広域又は市の範囲を超えて活動する議員連盟を想定しているものではないのではないかと。あくまでも市政課題についてである。	無	
4	議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。 （有り：滝沢市議会議員連盟の設立等に関する規程）	A			無	

第7章 議会支援機能の充実

第22条（議会モニター設置）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。	A			無	
2	議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。	A			無	
3	議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。	B			無	
4	議会モニターの氏名は公開を原則とし、 <u>その活動</u> は原則として無償とする。	A	無償を前提として委嘱するのはいかがなものか。今後、政策提言等への意見も求めていくとしたら、まったくの無償というのではないのか。要綱では議長が必要と認めるときは、旅費を支給できるとしているが、謝礼金の支給も含めて検討すべき。条文自体は「原則として」とあるので見直す必要はないが、要綱は支給できるよう見直すべき。また、モニター確保が課題となっている中、個人だけでなく団体としての委嘱も可能となるよう検討してはどうか。例えば県立大学と協定を結び、総合政策学部の学生を団体として委嘱することで、継続的に意見をもらうなど検討してみてもどうか。	22条モニター、23条サポーター、24条アドバイザーともに謝礼に関して統一性を持たせた方が良いのではないかと。また、本条では「 <u>その活動</u> 」としているが、23条4項及び24条4項では「 <u>その協力活動</u> 」としている。その違いは何なのか？理由が明確でないのであれば整合を図った方がよい。	無	
5	議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。 (有り：議会モニター設置要綱)	B		個人だけでなく、団体としての委嘱もできるよう要綱の一部改正も含めて検討してみてもどうか。	無	

第23条（議会サポーターの設置）（※実績無し）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。	C	これまでの議会活動の中で、実際に必要となる場面がなかったということで運用していない側面もあることから、条文自体は見直す必要はない。	22条のモニターは「設置する」で義務であり、本条は「必要に応じて設置する」で努力義務である。問題はサポーター制度について議論しているかどうか。市民からも意見を聞いた上で、設置の必要性について判断してもいいのではないかと。	無	
2	議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。	C	議会として明確な役割を示してこなかった。また、無償で議会運営に関する事務をお願いできるものか。実際、広聴・広報委員会でもお願いできるような場面、業務はなかった。市民の視点に立てば議会運営事務といっても「？」であり、条文含めて見直しが必要である。前条のモニターは「議会運営」、サポーターは「議会活動」とすべきでは。		有	
3	議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。	C	逐条解説の言うところの「市民参加の一つ」としてとらえるなら、第22条のモニターの設置でも意見があったとおり大学と協定を結び、継続的にサポーターを担っていただくことも検討すべき（主権者教育の一環ともなる）。		無	
4	議会サポーターの氏名は公開を原則とし、その協力活動は原則として無償とする。	C	学生をお願いするにせよ、誰をお願いするにせよ、無償はいかがなものか。要綱でも旅費しか出せないことになっている。委託料や謝礼金も出せるように要綱を見直すべき。条文はこのままでよい。	22条4項では「その活動」としているが、23条4項及び24条4項では「その協力活動」としている。理由が明確でないのであれば整合を図った方がよい。	無	
5	議会サポーターに関し必要なことは、別に定める。 （有り：議会サポーター設置要綱）	A		設置要綱でサポーターの職務をもっと具体的に明記することで、役割をはっきりさせた方がよい。	無	

第24条（議会アドバイザーの設置）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。	A			無	
2	議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。	A			無	
3	議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。	B	令和元年度までは毎年行っている議会評価の結果を送付し、それに基づいた助言、研修会での講演をいただいていたが、令和2年度はコロナ禍もあり行わなかった。		無	
4	議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めるときは、謝礼等を支給するものとする。	A		22条4項では「その活動」としているが、23条4項及び24条4項では「その協力活動」としている。理由が明確でないのであれば整合を図った方がよい。	無	
5	議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。 （有り：議会アドバイザー設置要綱）	A			無	

第25条（附属機関の設置） **（※実績無し）**

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の有 無	推進会議 最終評価
1	議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとする。	C	これまで意識してこなかった（そのような必要性がなかった）。今後は、議会の権能強化のためにも、設置について検討すべき。		無	
2	附属機関に関し必要な事項は、別に定める。 （※無し）	C	同上		無	

第8章 政務活動費

第26条（政務活動費）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の有 無	推進会議 最終評価
1	政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。	A			無	
2	会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。	A	政務活動費収支報告書や領収書など一連の関係資料は、すべてホームページにて公表している。今後もさらなる活動の充実と透明性の確保に努める必要がある。		無	

（※関連規定：政務活動費の交付に関する条例、政務活動費の交付等に関する規則、政務活動費使途基準の運用指針）

第9章 議会及び事務局の体制整備

第27条（議員研修の充実強化）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の有 無	推進会議 最終評価
	議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	B	まだまだ充実させる必要がある。		無	

第28条（議会図書室の充実）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	C	議員はもちろんのこと、逐条解説にある「市民や職員の利用も推進する」という観点からはできていない状況にある。今後は、タブレット端末機及び会議システムの導入によって、各種資料も電子書架への格納が可能となることから、その在り方を再度考える必要がある。	前提として上位法である地方自治法第100条第19項の規定があるので、それを踏まえて検討する必要がある。	無	

第29条（議会事務局の体制整備）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	改正の 有無	推進会議 最終評価	
	議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。	B	職員体制については強化されてきたと思うが、今後政策立案能力を高めるためには、議員及び事務局一体となった調査機能、法務機能の強化が必要である。そのためには事務局職員も他市議会の先進事例に学ぶ機会を設ける必要がある。		無	

第30条（議会費の確保）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	改正の 有無	推進会議 最終評価	
1	議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、議会費の確保に努めるものとする。	B	昨年から今年にかけて、本来議会費から支出すべきと考えられるものを市政調査会費から支出している事例がみられる。コロナ対策に予算が必要という事情もあると思うが、議会として必要と認めるものは、議長からも積極的に当局に働きかけ、さらに予算確保に努める必要がある。		無	
2	議会は、議長交際費を含め、議会費の用途等を議会だより、議会ホームページ等により市民に公表しなければならない。	A	ホームページで逐次公表している。		無	

第10章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

第31条 (議員の政治倫理)

		専門委員会 評価	意見 (実施状況等)	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
	議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、並びに識見を養うよう努めなければならない。	B	議員としてあたりまえのことなので、条文を見直す必要はない。ただし、H25年に制定が検討された政治倫理条例(案)第3条第6号では、「市と一定の利害関係にある団体の代表に就任した場合は、議長に届けるものとする」という一文がある。以前より問題視されていた議員と自治会長の兼職等を抑制するためと思われるが、これは必要なことだと思う。議員になったら自治会長はやめましょうという申し合わせを過去にもしていたが、明確な決まりとして定めていなかったため、自治会長を兼ねる議員が出てきた。非常に影響力のある組織なので、内規でもいいので禁止する旨を明文化すべき。	内規・先例で定めたとしても、「それはそれでしょ」と言われる可能性がある。非常に弱い。基づくものがないと、グラグラしてしまうので、議会として例えば「議員は自治会長を兼ねることはできない」など、基本的事項をきちんと定めるべきだと思う。	無	

第32条 (議員定数)

		専門委員会 評価	意見 (実施状況等)	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議員の定数は、滝沢市議会の議員の定数を定める条例で定める。	A			無	
2	議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関として機能を果たす役割についても考慮するものとする。	A	検証には直接関係がないが、今後のためにも平成22年当時の定数改正に至った経緯や見直しの手法、その結果など概要がパッと見られるように報告書等としてまとめておいたほうが良い。		無	
3	第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。	A	定数改正は議会基本条例制定前に行われたが、その際にも検討委員会を立ち上げ、市民の声を聴取しながら進めた経緯がある。		無	
4	前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。	A			無	

第33条（議員報酬）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議員の報酬は、滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例で定める。	A			無	
2	前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。	A		市民から「本当にきちんと検証しているのか？」と言われたいよう、議会基本条例の検証にあわせて、定数、報酬については、毎年県内外の状況などを調査し、「見直す必要あり」「見直す必要なし」との結果を報告しておくのがベストだ。	無	
3	前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。	A			無	

第11章 危機管理

第34条（危機管理）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。	B			無	
2	議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	C	条例制定以降、市の災害対策本部は何回も開かれたと思うが、議会として「滝沢市議会災害対策連絡会議規程」に基づく会議は開かれたことはない。地域情報の把握や市災害対策本部との情報共有ということができていなかったのではないかと。一方で、過去には対策本部へ議員からいろいろと意見があり、現場が混乱したということもあるようだ。災害発生を想定し、連絡会議を招集した上で、議員や議会としての対応の在り方なども含めて一度訓練を行うべきである。		無	
3	議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。	B			無	

第12章 議会の評価と議会改革の推進

第35条（議会の評価）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。	C	評価は行っているが、条文に謳う政策立案、自治立法活動等そこまでの活動自体ができていますか？		無	
2	議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。	A	毎年評価を行い、公開している。		無	
3	議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。	B			無	
4	議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。	C	議会評価にあたって、市民参加や意見聴取などは行っていない。以前より議会報告会等で「内部だけの評価でいいのか？第三者評価が必要ではないか」と批判されている。自治会連合会長からは「我々も評価に参加させてほしい」との意見もあった。やはり市民も入れた形での第三者評価を具体的に検討すべき時期である。第2条での「市民」の定義に基づきながら、どういった方々をお願いするのかルールを定めて選定していくことから始める必要がある。改選後（R5.8～）からスタートできるよう、評価基準の見直しも含めて今から準備を進めるべきである。		無	
5	議会評価に関し必要な事項は、別に定める。	A	要綱、規程等で定めているわけではないが、議運での協議をもとに、内規としての評価基準を定めて実施している。		無	

第36条（議会改革）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議（以下「議会改革推進会議」という。）を設置するものとする。	A			無	
2	議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。	C	条例の制定以降、議会改革の検証、条例の見直し等を行って来ていなかった（今回初めて取り組んだ）。		無	
3	議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。 （有り：議会改革推進会議規程）	A	条文はこのままで良いが、規程の所掌事項（第2条）では、推進会議で評価を行うこととしているのに、実態は議運で行っているなど齟齬が生じている。	具体的にどこで、誰が、何をやるのかが不明確である。議会評価を議運で行っているとのことだが、規程にあるのであれば規程どおりに行うべきである。それが流れるにうまくいかないというのであれば、規程を見直せばよい。推進会議という組織をわざわざ設置しているのだから、もっと活用していくべきだろう。	無	

第13章 最高規範性及び見直し手続

第37条（最高規範性）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。	A			無	
2	議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。	A			無	

第38条（見直し手続）

		専門委員会 評価	意見（実施状況等）	議会アドバイザー助言	改正の 有無	推進会議 最終評価
1	議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。	C	これまでやってきていない（今回初めて）。		無	
2	議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。	C	同上		無	
3	議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。	C	市民参加の手法も検討していない。条例の検証については、一般市民にとっては非常にハードルが高いと思われる。果たして参加してくれるだろうか？そのため、公募の枠は残しつつ、ある程度専門的知識をもった大学の先生だとか、議会アドバイザーだとか、第35条で議論した第三者評価のメンバーの選定と併せて検討していくべきものとする。		無	
4	議会は、前3項の規定にかかわらず、常に社会情勢及び市民の意見の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定を検討し、所要の措置を講ずるものとする。	C			無	
5	議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	C			無	

第14章 補則

第39条（委任） この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

39条は除外